多摩の裸山（シカ被害地）のみどり復活プロジェクト（シカ害防止対策）事業費補助金交付要綱

19 産労農森第８４１号
平成２０年 ４月 １日

（趣　旨）

第１　東京都知事（以下「知事」という。）は、別に定める、多摩の裸山（シカ被害地）のみどり復活プロジェクト実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び多摩の裸山（シカ被害地）のみどり復活プロジェクト（シカ害防止対策）事業実施要領（平成 20 年 4 月 1 日 19 産労農森第 823 号）に基づいて行うシカ害防止対策事業に要する経費につき、予算の範囲内において市町村に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業及び補助率等）

第２　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費及び補助率等については、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第３　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第１号による補助金交付申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１） 実施要綱第３で定める実施計画書

（２） その他知事が特に指示した書類

（補助金の交付決定）

第４　知事は、第３の申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、別記様式第２号により申請者に通知する。

２　前項の場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

（申請の撤回）

第５　第４の１の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後１４日以内に、申請の撤回をすることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第６　知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は交付の決定の内容若し

くはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（申請事項の変更）

第７　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、申請事項について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第３号による事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の申請があった場合において、必要と認めるときは、その申請事項について補助金交付の変更の決定をすることができる。変更の決定には、第４の規定を準用するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第８　補助事業者が、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第４号による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の申請書の審査を行い、適当と認めたときは、事業の中止又は廃止の承認を通知する。

（事故報告）

第９　補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

（事業遂行状況報告）

第10　補助事業者は、事業実施年度の９月３０日現在の補助事業の遂行状況について、別記様式第５号による遂行状況報告書を作成し、同じく１０月１５日までに知事に報告しなければならない。

２　１に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

３　補助事業者は、実施要綱第３に定める実施計画において計画された事業の達成が困難な場合には、あらかじめその理由を付した文書にて知事に報告をするものとする。この場合に知事は、当該理由がやむを得ないものと認められる場合には、補助金の減額を考慮することができる。

（遂行命令等）

第11　知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

２　補助事業者が１の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

（実績報告）

第 12　補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は廃止の承認を受けたときは、速やかに別記様式第 6 号による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第 13　知事は、第 12 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（是正措置）

第 14　知事は、前項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

（補助金の交付）

第 15　第 13 の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに別記様式第 7 号による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。ただし、あらかじめ概算払により当該補助金の交付を受けた場合にはこの限りでない。

2　知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第 16　知事は、第４の１の規定に基づく補助金の交付決定を行った後に、補助事業の遂行に当たって必要があると認めたときは、第 15 の規定にかかわらず補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2　補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記様式第８号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

3　補助事業者は、前項規定による補助金の概算払を受けた場合において、第 13 の規定に基づく補助金の交付額の確定を受けた場合には、速やかに別記様式第 9 号による概算払精算書を知事に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第 17　知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2　前項の規定は第 12 の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後において

も適用するものとする。

（補助金の返還）

第 18　知事は、第６又は第 17 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

２　知事は、第 13 の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第 19　知事が、第 17 の１の規定により交付の決定の全部又は一部の取消しをして、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第 20　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における第 18 の１の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金の最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日に受領したものとして処理する。

２　第 19 の１の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでの納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 21　第 19 の２の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 22　知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対

して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（財産処分の制限）

第 23　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては、知事の承認を受けない補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保への提供をしてはならない。

2　知事は、補助事業者が 1 の規定により、知事の承認を得て財産処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を補助事業者に納付させることができる。

（帳簿及び関係書類の管理等）

第 24　補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

2　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

（他の規定との関係）

第 25　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、東京都産業労働局農林水産部長が別に定める。

別表

事業の内容	対　象　経　費	補　助　率	重　要　な　　変更		備考
			経費の配分の変更	事業の内容の変更	
市町村捕獲補助	シカ捕獲に要する経費 謝金、交通費、弾代 銃所持許可証用途変更手数料、ﾌｨﾙﾑ代、諸経費 シカの内蔵等サンプル採取経費 その他、知事が必要と認める経費	事業費の2の1以内	補助金の増額及び３０パーセントを超える減額	事業量の３０パーセントを超える減少	
緊急捕獲補助	シカ捕獲に要する経費 謝金、交通費、宿泊費、弾代、見回り管理経費 銃所持許可証用途変更手数料、ﾌｨﾙﾑ代、諸経費 シカの内蔵等サンプル採取経費 その他、知事が必要と認める経費	事業費の 10 分の 10 以内	補助金の増額及び３０パーセントを超える減額	事業量の３０パーセントを超える減少	